

○津軽広域活動推進基金条例

(平成22年 2月17日 条例第1号)

改正 平成27年 2月24日 条例第1号

(設置)

第1条 津軽広域連合の計画的及び一体的な振興整備事業の財源に充てるため、津軽広域連合規約（平成10年青森県指令第253号。以下「規約」という。）第18条第1項の規定に基づき、津軽広域活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、946,720,000円とする。

2 広域連合長は、必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより、運用益金の一部又は全部を基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、当該積立相当額が増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる益金は、歳入歳出予算に計上して、規約第4条第1号に規定する事務を実施するための財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。

(処分の制限)

第5条 基金に積み立てた青森県からの助成金に相当する額は、処分することができない。

(基金財産に対する関係市町村の権利)

第6条 広域連合が解散する場合又は広域連合から脱退する場合の基金に属する財産に対する関係市町村の権利は、関係市町村の出資金の割合による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(津軽広域ふるさと市町村圏基金条例の廃止)

2 津軽広域ふるさと市町村圏基金条例（平成10年津軽広域連合条例第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、前項の規定による廃止前の津軽広域ふるさと市町村圏基金条例の規定により設置された基金に属する現金及び債券は、施行日において、この条例の規定により設置された基金

に属するものとする。

附 則（平成27年2月24日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。